

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 3 6 号)

(平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日)

答 申

第1 審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が、平成27年5月12日付け尼保企第1570号の2で行った保有個人情報部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）について、不開示とした部分のうち、次のものは開示すべきである。その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

公務員の氏名及び役職名

第2 異議申立ての趣旨及び理由

平成27年6月25日付け異議申立書及び意見陳述において、異議申立人が主張した異議申立ての趣旨及び異議申立理由は次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成27年4月27日付けで尼崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により行った「平成24年7月12日付けで送付した公益通報者保護法にかかる
組合 氏に対して平成24年10月に事情調査した記録及び結果文書」の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が行った本件部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 組合が運営する 病院（以下「病院」という。）において、自分の医療情報が不適切に取り扱われた結果、雇用上の不利益を受けており、現在、組合への損害賠償を求め、神戸地方裁判所で係争中である。裁判において事実関係に争いがあることから、自分の主張を立証するための証拠として、不開示とされた部分を開示してほしい。
- (2) 不開示とされた部分には、実施機関が 病院に対して行った指導、改善要求、再発防止に向けた取組内容等が記載されていると思われることから、不開示とされた部分を明らかにし、病院における今後の改善につなげたい。

第3 実施機関の主張要旨

平成27年7月17日付け保有個人情報部分開示理由説明書及び意見聴取において、実施機関が主張した不開示理由は次のとおりである。

1 保有個人情報部分開示理由説明書

- (1) 第三者の個人情報（条例第14条第3号）に該当すること
対応者等の役職名や氏名については、条例第14条第3号の「開示請求者以外の個人情報であ

って、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当することから、不開示とした。

(2) 事務事業の執行上、支障が生じるおそれ（条例第14条第7号）に該当すること

11月1日（木）の項において大きく不開示とした部分は、病院の職員が異議申立人に関して発言した内容である。当該職員は、実施機関が行っている医療法第6条の11に基づく医療安全支援センターとしての相談業務に鑑みて、実施機関の職員に率直に事情を説明したものであることから、その発言内容が異議申立人に開示されると、本市と医療機関との信頼関係が損なわれ、今後の相談業務に関して、必要な助言等を行うための事情聴取をすることができなくなるなど支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

2 意見聴取時の主張要旨

(1) 第三者の個人情報に該当する部分

実施機関が実施している相談業務については、相談者によっては、担当職員が個人攻撃の対象となるような事例も発生している。組織として仕事を遂行している以上、管理職でない担当職員の職責に配慮し、氏名を不開示とした。

病院の という役職名については、開示することで特定の個人が識別されることから不開示とした。

(2) 事務事業の執行上、支障が生じるおそれに該当する部分

実施機関は、医療法第6条の11に基づく医療安全支援センターとして、医療機関における医療に関する相談又は苦情について、必要に応じて医療機関より任意の事情聴取又は面談を行い、医療機関への助言等を行う業務（以下「相談業務」という。）を行っているが、医療安全支援センターには、医療機関における医療以外の内容に係る相談又は苦情も寄せられる。

実施機関としては、医療安全支援センターに寄せられる相談又は苦情に対しては、内容を詳細に把握しなければ的確な対応ができないことから、医療機関における医療以外の内容に係る相談又は苦情も、相談業務の枠組みの中で、包括的に対応している。

異議申立人からの相談は、医療機関における医療以外の内容に関するものであったが、相談業務の枠組みの中で対応し、病院との面談も当該医療機関の任意の協力によるものである。

また、実施機関が相談を受けた場合、従前から、相談内容を第三者に伝える際には、必ず相談者の同意をとるようにしていることから、11月1日に行った面談内容についても、病院には実施機関が開示しないという認識はあったと思う。それにもかかわらず、仮に面談内容について開示するという事になれば、医療機関との事情聴取又は面談の場において、今後医療機関から率直に話をしてもらうことができず、正確な事実の確認が困難となり、その結果、医療機関に対して必要な助言等を行うこともまた困難となることから、事務事業の執行上、支障が生じるおそれがあると判断した。

さらに、対象文書として特定した相談受付票の記載内容についても、病院に確認をと

っているものではなく、記録した担当者の主観や誤解などが含まれている可能性があることから、開示することで混乱が生じるおそれがある。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての審査委員会の基本的な考え方

条例の目的は第1条において「・・・実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定され、条例第14条で「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と保有個人情報の原則開示が規定されている。

一方、同条各号においては不開示情報を規定し、保有個人情報開示請求権の保障に対する個人や法人の権利利益の保護、行政の公正かつ円滑な運営を行うこととの調和を図っている。

そこで、本件部分開示決定処分における不開示部分が、条例同条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかについて、保有個人情報開示請求に対して原則開示とする考え方及び条例の目的とも照らしながら、個別に判断していくものとする。

なお、本件部分開示決定処分に係る諮問と直接関わる事項ではないが、実施機関は公益通報者保護法に規定する通報先に該当しないことを付言しておく。

2 不開示部分の整理と判断

審査委員会においては、異議申立対象文書である相談受付票について、実施機関が不開示部分の理由としている第三者の個人情報（条例第14条第3号）該当性及び事務事業情報（条例第14条第7号）該当性に係る判断に加え、法人等情報（条例第14条第4号イ）に示されている不開示情報に該当するかの判断を行った。

(1) 第三者の個人情報（条例第14条第3号）該当性

公務員の氏名については、本市では、従前から、条例第14条第3号本文に規定する「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」が適用できる場合以外は、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものとして、開示してきたところである。

しかしながら、今回の相談については、職員に具体的な危害が加えられるおそれがあると言える実施機関側からの主張が一切なされていないので、「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」は適用できない。また、実施機関は、意見聴取において「職員は名札を着用しており、電話で相談を受ける場合でも必ず名前を名乗っている。」と述べていることから、異議申立人は担当職員等の氏名を承知していると考えられる。したがって、公務員の氏名、役職名は開示するのが妥当である。

他方で、病院のという役職名については、条例第14条第3号の「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる」個人情報に該当することから、不開示は妥当である。

(2) 事務事業情報（条例第14条第7号）該当性

実施機関は、異議申立人から寄せられた相談内容に関して、事実確認のために医療機関から任意の事情聴取を行い、聴取した内容を相談受付票に記録している。また、事情聴取した内容が記録されている部分が開示されるということになれば、実施機関の主張のとおり、今後の事情聴取において、医療機関が率直に事情を述べることをためらう蓋然性が高くなり、実施機関が相談内容に関して正確な事実を把握できず、医療機関に対して必要な助言等を行うことが困難になると考えられる。このような事態が生じることは、相談業務が適正に遂行されるうえで支障となるものである。

したがって、不開示とした部分は、条例第14条第7号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(3) 法人等情報（条例第14条第4号イ）該当性

ア 相談業務においては、従前から、相談内容を第三者に伝える際には、必ず相談者の同意を得ていることから、業務上知りえた内容を第三者に伝達又は開示する場合には、当事者から明示的な合意を要するとの運用がなされているものと考えられる。

このことを踏まえると、11月1日に実施機関が、病院と行った面談等についても、病院から、面談等の内容を開示することについて、明示的な合意を得ていない以上、双方に開示しないという黙示的な合意があったと考えられる。

イ したがって、実施機関が、異議申立人から寄せられた相談内容に関して、医療機関から事情聴取した内容が記録されている部分は、条例第14条第4号イの「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの」に該当する。

(4) なお、審査委員会において、当該不開示部分のマスキング前の記述を確認したところ、当該記述は、実施機関が保有個人情報部分開示理由説明書において述べているとおり、「病院の職員の異議申立人に関する発言の内容」に尽きるものであり、異議申立人が主張するような、「実施機関が病院に対して行った指導、改善要求、再発防止に向けた取組内容等」を記載したものでなかったことを付言しておく。

3 結論

上記の理由により、審査委員会は、「第1 審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、審査委員会第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成27年7月17日	・ 諮問書(諮問第36号)を受理
平成27年8月16日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成27年8月28日	・ 審議
平成27年9月17日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成27年10月27日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
松並 潤	神戸大学大学院国際協力研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士(神戸シティ法律事務所)	
重本 達哉	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	